

その他

韓日間の経済協力

— 韓日 FTA 推進の現況と展望 —

崔 錫 信

目 次

- I 序論：何故、FTA は拡張するのか
- II 韓日 FTA の必要性
- III 韓日 FTA の推進沿革と争点
- IV 韓日 FTA の効果
- V 日本の FTA 戦略
- VI 要約及び結論

I 序論：何故 FTA は拡張するのか

FTA に代表されるリージョナリズム (regionalism) は、世界化と共に国際経済社会のキーワードになり、WTO のスタート以後むしろ拡散しつつある。FTA は特定国家の間に相互排他的な貿易特惠を付与する協定として、一番緩い形態の地域経済統合形態であり、地域貿易協定 (RTA : Regional Trade Agreement) が主な内容をなしている。例えば、47年間の GATT 体制の下で、締結された地域貿易協定は124件だったのに比べて、WTO 発足 (1995. 1) 以後11年間には、186件が締結された。2005年には FTA 内の貿易割合が世界貿易全体の55%位を占めるようになった (www.wto.org)。

FTA が拡張された背景は多様である。何よりも、制度の開放によって競争を深化させることで、生産要素の効率的配分を通じる生産性向上に寄与するという

点で、貿易部門の重要な改革手段として台頭している。また、先進国と発展途上国を選り分けるまでもなく FDI の流入が経済成長の原動力という認識が拡散しているし、NAFTA のメキシコ事例で見ると、FDI 誘致に FTA が大きく寄与したということが教訓になっている。

一方、WTO 多国間交渉は、時間が長くかかるばかりでなく、会員国の急増で合意の導出が難しく、特定国家の間の排他的互惠措置が、実益を高めて関心事項を反映するのにより有利だという点も考慮の対象になる。特に先進国の場合、域内国家の間により高い自由化推進が、多国間体制の自由化を先導することができるという名分があって、発展途上国の場合、リージョナリズムの拡散によって域外国家として受ける反射的被害に対応する必要もある。

FTA に対する WTO の規定が不十分で、特定国家間の FTA が WTO 規定に合致するか、どうかを判断することは、現在としては大変難しい。WTO の CRTA (Committee on Regional Trade Agreement) を中心に、FTA に関する WTO 規定を補うための交渉が進行中だが、議論は遅々として進んでいない。要するに、FTA を含んだ地域貿易協定の利益は、可視的・直接的であるが、逆機能を抑制するための多国間監視機能は、まともに動きにくい状況で地域主義は今後とも拡散する見込みである。

韓日の FTA は、6次交渉 (2004. 11. 2) を最後に、1年間の交渉は事実上停滞している。その背景には、両国共にそれなりの理由がある。まず、日本政府は、1998年に FTA 重視方向で対外経済政策を修正した当時、韓国を一番重要な1次交渉対象国に選定したが、2004年から状況が変わった。日本は韓国以外にもフィリピン、タイ、マレーシア、インドネシアなど ASEAN 主要国家と交渉を進行中にある。フィリピンとマレーシアとの交渉はもう妥結されているし、タイとも一番難題だった農産物分野での交渉が事実上妥結された状態である。その上に、日本政府はインド、ASEAN などとの交渉も推進する予定なので、韓国を重視し

た最初の雰囲気はかなり変わっている。農産物市場開放の幅を拡大するために日本の農林水産省及び経済産業省は、多くの努力を傾けているが、これに反対する政治勢力の反発が手強く、交渉の最大の障害物になっている。

一方、韓国政府も問題がある。最大の課題は、韓国政府がどうして日本と自由貿易協定を締結しなければならないのかに対する明白な論理と、これを裏付ける実証的根拠を提示することができないという点である。韓国政府自らが、韓日 FTA の経済的效果に対する確信を持つことができない状況下で、一般国民、企業、労働組合、さらに政治家まで韓日 FTA に反対する声を出していて、韓国政府としてはこれを説得して交渉を加速化させる動機を喪失したのではないかという気がするほどである。

このような根本的な問題といっしょに交渉過程で現われたいくつの意見の不一致が交渉の進行を更に難しくしている。何より農産物市場開放の範囲に関する意見の不一致は両国交渉当事者たちとの感情的な対立をもっと深くしたし、また韓国政府が要求したいくつかの代案、特に構造調整基金設置問題、技術移転問題、非関税障壁の解消問題などに対して日本政府は異見を見せている。

本稿では、それにもかかわらず韓日 FTA 推進はどのように必要であり、その効果は何か、また今までの韓日両国政府の FTA 政策/戦略は何であり、最後に、韓日 FTA の展望と韓中日 3 国 FTA の当為性も検討して見ようと思う。

II 韓日 FTA の必要性

韓日 FTA の経済的效果に対する実証的研究は、その妥当性に関する共同研究として、韓国の「国際経済政策研究院」(KIEP: Korea Institute for International Economic Policy) と日本のアジア経済研究所 (IDE) を中心に行ってきた

た (1998. 12-2000. 4)。

まず、関税を撤廃することで、短期的には韓国経済にマイナス効果をもたらすが (GDP 成長率減少, 対日貿易収支赤字拡大, 総貿易収支赤字拡大, 国民厚生水準悪化), 長期的には, 資源配分の効率性増大, 生産性向上などで資本蓄積の動態的效果が発生して (市場統合による規模の経済, 範囲の経済), 対日貿易収支は4.4億ドル水準まで減るが, 総収支は30億ドル以上の黒字が発生すると推定されたことがある。しかし長期的に予想される動態的效果が具体的にどんなメカニズムを通じて実現することなのかに対する体系的, 実証的研究は未だに行われていない。

1. 中国市場の急成長

中国の台頭は韓日両国に巨大市場を提供するという肯定的側面と, 世界市場で両国商品及びサービスの国際競争力を著しく低下させるという否定的側面を持っている。韓日 FTA は, 肯定的要因を極大化して否定的要因は最小化させるために, 必ず締結しなければならない至急な課題になっているのではないかと思う。

現在, 中国は繊維生産で世界1位を占めながら, 電気・電子など大部分の産業でも急速に成長している。中国の家電業社である TCL の TV 販売量は, ソニー, フィリップスをしのぐ世界最大に成長した。TCL は現在フランスのトムソンと合併して TV を生産しており, 2005年からは約300種の新製品を開発して全世界に販売している。300種の中で50%以上が液晶 TV や PDP TV など高付加価値製品である。中国の技術力は各産業分野で急速に伸びており, 最近には, 日本企業との戦略的提携も急増している (三洋とハイヤー, 松下と TCL)。

韓国の対中国輸出の約70%を部品と素材が占めている。中国が韓国企業の部品素材を好む理由は, 中国内での調達基盤が整備されていないからである。結局, 韓国は中国企業と競争することができる独自の技術商品及びサービスを開発しな

なければならない。すなわち、商品、サービスと産業の高度化は韓国経済が抱えている課題である。韓日 FTA はこの問題の解決において具体的手段を提供してくれるであろう。

2. 対日市場進入及び貿易収支赤字解消

<表 1> 韓国の対日貿易推移

単位：百万ドル

	1970	1980	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005
輸出	234	3,039	12,638	20,466	16,506	15,143	17,276	21,701	24,027
収入	813	5,858	18,574	31,828	16,633	29,856	36,313	46,144	48,403
貿易収支	-579	-2,819	-5,936	-11,362	-10,127	-14,713	-19,037	-24,443	-24,376

2004、2005年の韓日両国の交易規模は、対日輸出比重が8.55%、8.45%で、順位においては中国、アメリカに引き続き3位であるが、4位のシンガポール、香港などとわずかな差を見せていて、地理的近接性、経済規模に比べてその潜在的規模に大きく及ぶことができない。もちろん韓国の対日収入比重は全体輸入の20.53%、18.53%を占めていて、中国、アメリカを追い抜いて断然1位を維持している。韓国の対日貿易収支赤字は、2年連続244億ドルくらいに増えていて、これは韓国の総貿易黒字、194億ドル、232億ドルを超過する規模である。

しかし、韓国の大企業らは、海外調達の高めてグローバルな競争時代にグローバルソーシングを強化している。例えば、LG電子の白物家電部門は、15%の海外調達の割合を最高40%まで高めることにしたし、三星電子の家電事業部も現在10%の海外調達の割合を30%まで、現代自動車も2010年までに7%から20%まで拡大する計画を立てている。（韓国経済新聞2005. 2. 14）

対日市場進出問題は、何より日本市場の流通網を活用するための韓国企業の努力が重要で、日本政府（経済産業省の諮問機関である産業構造審議会の流通部会、首相の諮問機関である中小企業政策審議会の流通小委員会）次元の格別な協力が

伴なわなければならないだろうと思う（独禁法の運用改善，商慣行改善指針）。中国のTCL，ハイヤーなどは，日本の大企業あるいは専門流通会社との戦略的提携を通じて，自社ブランドで対日輸出を試みている。韓国企業もそういう努力が必要だが，その前に，改善のための制度の整備が先行されなければならない。流通過程の不透明性や差別の問題は企業次元の問題ではないからである。

3. 両国産業協力の強化・活性化

中日の企業間の経済協力が本格的に推進されている状況下で，日本企業は韓日の企業間協力を相対的に低く評価しているにもかかわらず，韓日の企業の間には現在まで多様な形態の協力関係が展開されて来た。韓日の産業協力には，企業次元で解決しにくい多様な障害要因が存在しているし，韓国はこのような障害要因を早急にとり除かなければならない課題を抱えている。そういう障害要因としては，情報不足，投資の不確実性，技術保護の不確実性，労働移動の制限，関税及び非関税障壁による市場開放の不徹底などを指摘することができる。現在，両国の大企業の間には，多様な提携が成り立っているが，中小企業次元では相手国の最適パートナーに対する情報さえ不足な状態にある。このような情報不足問題は，特に日本企業がもっと強く感じている状況である。このような問題を解決するため「韓日（日韓）産業技術協力財団」を設立し，両国の技術者相互人力交流及び企業家たちのミッション団派遣などの活動をつづけている。

一方，韓国に投資した日本企業の団体である‘ソウルジャパンプラブ’（SJC）は，韓国政府に毎年，投資関連問題を提出している。その内容は，韓日の間には企業経営上の方式の差，制度の差によって多くの日本企業が困難を経験しているということである。特に労社関係，税務関係，金融関連などが指摘されている。

技術保護の面でも，韓国は日本製品の模倣品製造及び流通で中国，台湾に引き続き第3位国家として認識されている。さらに，韓国との技術協力は日本企業の

競争力を低下させるのでこれを抑制しなければならないと思う企業もある。

4. 技術移転

技術移転は、技術支援の形態で行うのを期待することは難しい。何故なら、これからはより対等な関係の形成を通じる技術習得が必要な時点に至っているからである。

技術移転が発生する経路としては次の3つがありえる。第1は、先端技術が応用されている製品を積極的に活用することである。この視点で見れば、韓国は日本の先端技術製品を一番よく活用している国家である。短期間には技術蓄積が難しい各種製造装備や機械設備を輸入して、迅速な量産体制を構築して市場支配力を拡大して来たことがその典型である。このような効果を極大化するためには、関税率引下げ、収入通関手続きの簡素化など企業の収入費用を節減するための措置が必要であるし、韓日 FTA の締結はこのような効果を実現する手段として利用することができる。

第2は、日本企業の生産拠点を韓国に誘致して、韓国企業との取引関係を拡大することである。自動車部品業社であるデンソー、LCD 関連部品を生産する住友化学、旭硝子などの企業進出が韓国の完成品製造会社の国際競争力向上に手助けになっているし、同時にこれら業社に原料と部品を納品する韓国の中小企業との取引関係を拡大することで技術移転の効果が発生することができる。

第3は、より直接的に日本企業の研究開発拠点を韓国に誘致して、共同研究開発を進行する方式である。韓国に進出した現地企業らが、韓国での研究開発の必要性を感じ始めて、日韓の研究開発体制の分業構造を形成する段階になるようになったら、このような技術移転経路は実現する可能性がある。中国は、事実上この段階に入っていると見られる。このような段階に進入するためには、市場の成長性と規模、現地企業の技術水準が大きいな役目をする。中小企業の部品素材業

社を育成するためには日本企業との競争と協力が必要だ。日本企業の韓国進出は、韓国の中小企業に良い影響を及ぼすように見える。例えば、住友化学と東洋化学の共同出資会社で1991年に設立された東友ファインケムは現在、三星、ソニーLCD、LG-フィリップスLCD社に偏光フィルム、カラーフィルターなどを供給している。この会社は、1998年経済危機当時、住友化学が追加的な出資をして存続するようになり、現在に部品素材業社として成長している。資本の国籍と関係なく韓国内で韓国の完成品業社に重要な部品を供給する企業なら我が国の産業の競争力に役に立つという考えをしなければならない (www.dwchem.co.kr)。

以上で提示された技術移転の諸経路を実現させるためには、知的財産権保護制度が強力に施行される必要がある。知的財産権保護の問題は韓日 FTA 交渉過程でも大きい関心の対象になっているし、多くの日本企業らはこの問題を重要な懸案の一つとして認識している。

5. 海外市場の安定的維持と活路確保

NAFTA のメキシコが FTA 未締結国に対して、タイヤ収入関税を大幅に引き上げた例でわかるように、各国の FTA ネットワークで疎外される場合、反射的不利益を甘受するしかない。FTA は排他的に運営される実体だからここで排除されれば価格競争力の低下によって市場が喪失されるとか生産基地の海外移転が加速化になって国民経済に大きい負担になる。また、1人当たり GDP 2万ドル体制に跳躍するためには FTA を通じる海外市場確保の外にも構造調整を通じる対外競争力を強化させて潜在成長力を増大しなければならないのであろう。それで、FTA は規模の経済、範囲の経済効果と競争促進による生産性向上、FDI 誘致拡大などを通じて経済の好循環に寄与するよう見える。

Ⅲ 韓日 FTA の推進沿革と争点

1998年11月から2004年11月に至るまで、約6年間両国政府が協議して来た FTA は、交渉締結段階に入ることができず残念ながら今後の日程も合議することができなかつた。その間の交渉内容を日誌の形式で整理して見れば次の通りである。

1. 推進沿革

1998. 11 両国の通商長官，民間研究機関間韓日 FTA 共同研究合意

1998. 12 - 2004. 4 対外経済政策研究院（KIEP），日本亜細亜経済研究所共同
研究施行

2000. 5. 24 韓日 FTA シンポジウム（ソウル）：民間研究機関間共同研究結果
発表

2000. 9. 23 両国の首脳，FTA の直接理解当事者である両国経済人たちの意
見収斂の目的で‘韓日 FTA ビジネスフォーラム’設置を合意（日本）

2000. 9. 28 韓日 FTA シンポジウム（東京）：民間研究機関間共同研究結果
発表

2001. 5 韓日 FTA ビジネスフォーラム構成：（韓国：Park Yongseong 大韓
商工会議所会長，日本：ウシオ電機会長）

2001. 9. 7 - 8 韓日ビジネスフォーラム第1次会議開催（ソウル）

2001. 11 韓日財界会議共同宣言採択

2002. 1. 25 韓日ビジネスフォーラム第2次会議開催（東京）：一両国 FTA の
早期実現必要性を宣言する共同宣言文発表

2002. 2. 27 韓日 FTA 関連セミナー開催（朝鮮ホテル）

2002. 3. 22 両国首脳, 「韓日 FTA 産官学共同研究会」設置を合意
2002. 6. 27 韓日 FTA セミナー開催 (ソウル)
2002. 7. 19 - 10 韓日 FTA 産官学共同研究会第 1 次会議 (ソウル)
2002. 10. 1 - 2 韓日 FTA 産官学共同研究会第 2 次会議 (東京)
2002. 12. 4 - 5 韓日 FTA 産官学共同研究会第 3 次会議 (釜山)
2003. 2. 6 - 7 韓日 FTA 産官学共同研究会第 4 次会議 (東京)
2003. 4. 14 - 15 韓日 FTA 産官学共同研究会第 5 次会議 (ソウル)
2003. 5. 22 韓日 FTA 総合シンポジウム (KOEX)
2003. 6. 7 ノ・ムヒョン大統領訪日の時, 早速に韓日 FTA の交渉開始に合意
2003. 7. 11 - 12 韓日 FTA 産官学共同研究会第 6 次会議 (日本福岡)
2003. 9. 2 - 3 韓日 FTA 産官学共同研究会第 7 次会議 (ソウル)
2003. 9. 19 韓日 FTA 共同研究会最終報告書文案協議 (東京)
2003. 9. 30 韓日 FTA セミナー (全経連会館)
2003. 10. 2 韓日 FTA 産官学共同研究会第 8 次会議及び最終報告書採択 (ソウル) : 中長期的に生産性増大, 経済全般の効率性向上など動態的效果が大きいことで評価して政府間交渉開始を建議する。
2003. 10. 20 両国首脳, 政府間公式交渉開始合意 (バンコク) : 2005年以内に妥結を目標にする。
2003. 12. 22 韓日 FTA 第 1 次交渉 (ソウル) : 交渉会議開始して交渉促進体制及び日程に合意。
2004. 2. 23 - 25 韓日 FTA 第 2 次交渉 (東京) : 分科別主要イシューに対する基本立場を交換する
2004. 4. 26 - 28 韓日 FTA 第 3 次交渉 (ソウル) : 協定文下書きに対する意見交換をする。
2004. 6. 23 - 25 韓日 FTA 第 4 次交渉 (東京) : 6 個交渉分科別争点を詳しく

論議する。

2004. 8. 23 - 25 韓日 FTA 第 5 次交渉（競走）：統合協定文を作成する：対日貿易赤字を相殺するために非関税障壁（反競争的商慣行）除去，政府調達，相互認定などの関心事項を申し立つ。

2004. 9. 1 - 4 韓日 FTA，中小企業地方説明会（光州，大田）

2004. 11. 1 - 3 韓日 FTA 第 6 次交渉（東京）商品譲歩案を協議したが，主に農産物自由化度の問題など両国の立場違いがあまり大きいという事実だけを確認し，今後日程を合議することができずにとどまった状況である。

2. 主要争点

1) 商品

両国は譲歩案を交換する前に，工産品及び農水産物の譲歩水準を論議するための準備会議を開催した。しかし，農水産物分野で両国が提示した譲歩水準の差があまりにも大きくて，次回交渉日程を確定することができなかった。韓国の産業資源部の傘下に個別品目関連部所では，産業界との協議を経て商品譲歩案の初案と品目別原産地規定（東南アジアなど第 3 国からの遠回り収入防止規定含み）を日本側と交換する予定であったが，原産地証明発給機関と係わって韓国側は自律証明制を，日本側は機関証明制を主張したことがある。

2) サービス/投資

サービス貿易は，その無形性のため本質的に商品交易より制約が多い。商品は生産，保管・保存，流通・運送を通じて異なる空間と時間にわたって消費されるが，サービスの提供は生産と消費の分離が難しいことから，供給者と顧客の近接性（proximity）が要求される。例えば，美容師は髪の毛を手入れするのに客と物理的に密着にならなければならないし，医者や教授は患者や学生と直接接触し

なければならない。したがって、そういうサービス供給業者は、現地国家において商業的主体、すなわち子会社の現地設立を実現させてからサービスを海外市場に供給することができる。結局、商業的許容如何が主要関心事項であった。しかし、供給者と顧客の近接性は通信科学技術の発展により銀行、保険などの国際的業務が電子的手段を通じて資料の送受信で可能になっている。1980年代以後には通信・運送事業などに対する規制が、政府の独占で緩和ないし撤廃されてサービス市場の自由化が大きく先に進んだ。また、商品に統合された付加機能と見なされたサービスが、商品から分離されサービス専門業社が供給するようになったし、一歩進んで発展した通信技術を通じて国際的外注（outsourcing abroad）現象も現われている。

韓国のサービス市場において主な貿易障壁は大きく4分野に分類される。事業サービスとして広告、会計、法律サービス市場と、コミュニケーション・サービスとして最近論難が多いスクリーンクォーター（現在は年間146日から106日で減縮可能な水準）などの視聴覚サービス部門、地上波TV部門、ケーブルTV部門（外国人の参加制限）などがある。建設及びエンジニアリング・サービスでの海外実績否認定措置、金融サービスとして保険、銀行、証券などの分野があるが、証券・社債のウォン発行制限及び外国人投資制限は完全に除去された。

一方、日本のサービス市場において主な貿易障壁は、韓国の場合よりもっと広くて堅固である。日本の場合に8つの分野に区分することができる。まず、法務、会計、研究開発、コンピューター予約システム、農業、狩猟、林業、漁業、製造業関連サービス分野に代表される事業サービス分野が一番広い。次に通信視聴覚サービスで構成されるコミュニケーション・サービス分野があつて、建築設計及びエンジニアリング分野、教育サービス分野（小中高の公式教育機関は学校法人の設立だけが可能な位で外国大学は日本での分校運営が行政的要件及び教育者選択規制のため実質的に難しい）、金融サービス、保健医療サービス（資本参加だ

け許容され医療サービス市場接近は難しい)、文化・娯楽及びスポーツサービス、運送サービス分野で障壁が存在する。韓国側は電子商取引分野も交渉対象に入れてある。

3) 非関税措置 (NTM: Non Tariff Measures, 反競争的商慣行)

日本社会内の多様な制度的、慣行的非関税障壁は世界的でもその例がないほどである。何より人間関係に基礎した固定的、排他的・長期的取り引き慣行であって、日本の地理的、環境的要因に基づいていると理解しながらも取り引きの透明性は非常に低い。

返品制 (出荷された商品の中で販売されなくて残った商品を契約書なしにも納品業者に一方的に返品する制度)、差別的リベート制 (販促のための補償的性格の範囲を越してリベートに等級を置いて金銭的利益をはかることで、販売業者を自社の状況に従属するように操作して統制しようとする制度として具体的にはシェアリベート制、累進リベート制、忠誠度リベート制など3種がある)。

また、商品の標準価格を、業者が希望価格あるいは標準小売価格という形態で設定し、販売業者が従うようにする制度があるが、再販売価格維持制度の代替制度として日本の多くの消費財業者が使っている。

その外にも、各種の協賛金制度があって、大型スーパーやデパートみたいな有力小売業者が強い交渉力を使って、納品・入店業社に対して各種協賛金を事実上強要している。また、収入総代理店制度は外国企業が日本の特定の単一企業に対して特定の商品の独占的収入、販売権を排他的、継続的に付与する商慣行である。最後に、流通系列化は寡占的業者が相対的に強い販売力を持つ中小小売業者を利用する形態で、経済的従属化現象である (一店一帳合制と一手販売店制が代表的である)。

韓国側は、日本の非関税措置を FTA 交渉議題に公論化することで、早期に韓

日 FTA を妥結することができるばかりでなく、そういう商慣行をある程度改善させるきっかけになると思っている。

4) 相互認定 (MRA, Mutual Recognition Arrangement)

大半の世界主要国家は自国の社会的、文化的、経済的環境に符合する技術規定を決めておいて、輸入製品に対して自国の諸規定に適合するか否かを決定させることから輸出業者の立場では、追加的な費用と時間が必要となる。日本側は技術規定獲得の難しさと費用を考慮して電気用品、有無線通信機器、法定計量器、圧力ガス用器、医薬品、医療機器の分野で MRA を推進している。

5) 政府調達及びその他協力分野

談合など日本政府の調達市場の不公正行為を無くすために制度改善を要求した事があって、特に産業協力分野、貿易投資増進、中小企業、科学技術協力などの分野にあっても両国間協力を拡大するための各種事業を掘り出す方策を韓国側が提案している。

IV 韓日 FTA の効果

韓日 FTA の経済的效果は短期的（静態的：static）効果と長期的効果（動態的：dynamic）効果に分けることができる。もちろんこの効果の外にも韓日両国以外の全世界に及ぶ影響や非経済分野、例えば政治、社会、文化、宗教、国防などの分野にも広範囲な間接的影響を及ぼすことはできるが、本稿では割愛することにする。短期的効果は、FTA によって両国の貿易で関税と非関税障壁が撤廃される場合の経済的效果を意味し、長期的効果は、生産性向上と投資自由化によって発生する経済的效果を意味する。

下の〈表 2〉は韓日両国間に関税障壁が撤廃される場合の経済的效果を整理したものである。

〈表 2〉韓日 FTA の関税障壁撤廃による経済効果

	KIEP	KIET	IDE
韓国の対日貿易収支	-60.90 (億ドル)	-33.6 (億ドル)	-37.1 (%)
韓国の世界全体貿易収支	-15.43 (億ドル)	-6.9 (億ドル)	0.11 (%)
韓国の実質 GDP 成長	-0.07%	-0.07%	0.3 (%)
日本の実質 GDP 成長	0.04%	—	—
韓国の厚生水準	-0.19%	0.48%	—
日本の厚生水準	0.14%	—	0.00

資料：KIEP (2000), KIET (1999), IDE (2000)

韓国側の KIET と KIEP の分析は皆韓日 FTA で関税が撤廃される場合、成長は減って貿易収支は悪化されるだろうと示唆している。しかし、日本のアジア経済研究所 (IDE) は韓国の対日貿易収支は37.1%悪くなるが、世界全体に対する貿易収支は0.11%改善することと見通している。日本の非関税障壁の中で通関手続きが簡素化されるとか、標準化される場合に約 4 億6000万ドルの通関関連費用が節減されて、両国間の標準と認証が調和する場合に韓国としては約 6 億1000万ドルの輸出増大効果が期待されて、政府調達市場が開放される場合約 2 億1000万ドルの市場開放利益が実現することができることを表わしている。言い換えれば、韓国の立場では日本の非関税障壁撤廃が韓日 FTA から期待することができる最大の恩恵の一つというのだ。チョン・インギョ (2004) の最近研究も非関税障壁が除去される場合、規模不変のモデルでも短期的に0.1%、長期的には0.28%の GDP 上昇を期待できると報告している。

FTA による長期的な効果 (dynamic effect) は主に生産性変化を通じて起きる。しかしこのような生産性効果は自然に発生するのではなく、1) FTA による

規模の経済効果，2) 自由競争による効率性の増大，3) 生産要素の効率的使用等のような過程を通じて発生する。そしてこのような効果が発生するためには韓国と日本が行った資本移動の自由化，人的資源の交流，情報の交換，技術移転が活発に成り立たなければならないという前提条件も必要である。このような前提条件が充足されて韓国の長期生産性がそれぞれ0.5%，1%，1.5%上昇する場合に，韓国の実質 GDP にどんな変化が起きるのか，その結果は<表3>にまとめた。韓日 FTA が締結される場合，韓国は‘長期的に’経済的に得ることができる。すなわち，生産性増加が0.5%に過ぎない場合にも韓国の実質 GDP は0.89%増加することができるというのである。

<表3>生産性の変化が韓国の実質 GDP と厚生に及ぶ影響

(単位：%，10億)

	生産性変化の効果			実質 GDP (%)
	厚生 (%)	Equiv. Variation	実質 GDP (%)	
0.5%上昇	5.74	23.26	0.96	0.89
1%上昇	11.43	46.27	2.88	2.81
1.5%上昇	17.04	69.01	5.76	5.69

注：Equiv. Variation とは厚生水準の変化に相応する GDP の変動額を意味する。
資料：KIEP (2000)

したがって，それで韓国は日本との FTA 交渉を通じて長期的利益を実現させることに交渉の焦点を合わせるしかない。それでこのような利益が現実化されるためには日本の非関税障壁除去，日本農産物市場の開放，そして日本の韓国に対する直接投資増大と技術移転拡大が実現しなければならない。しかし日本が果してこのような要請を受諾するかは非常に不確実である。これは直接・間接的に韓国の交渉力と係る問題である。さらに，韓国としては少なくとも不確実な長期的利益を得るために，短期的損失を甘受するしかないのにすべての経済主体がこのような損失を甘受するようになるかは相変らず不確実である。問題がここに至れ

ば、韓日 FTA は経済的な問題の領域を脱して、‘交渉’ という新しい領域で入るようになる。

V 日本の FTA 戦略

1. 日本の対外経済政策の転換

日本は、多国間貿易体制（WTO, GATT など）を自国の輸出増進に適切に活用して来た。特に、WTO による紛争解決手段を第 3 者による中立的で明確な基準によって成り立つ公正な制度だと評価して来た。しかし、1990年代末、日本が既存の多国主義から地域主義へ転換せざるをえなかった、3つの危機が発生する。それは1997年7月以後のアジア金融危機と国内経済の長い不況、政府業界の構造改革要求、そして中国経済の急浮上である。

日本は、結局“自由貿易協定が多国間体制の発展を阻害するかもしれないという視点はこれ以上、適切ではなく、FTA がむしろ多国間体制の管轄範囲を拡大して多国間規範を決めるのに寄与することができる”という事情を強調している。

その上に、FTA 協定が一般化された流れから除外されるよりは FTA の解決を通じて主要な交易国とより親しい関係を維持する必要があるという立場を提示している。そして地域と両国間関係を柔軟に対処するために対外経済政策を展開するための背景で迅速で新しい通商規則制定、多角的自由化形態を維持する手段、国際的制度構築の経験蓄積と多国間通商規則確認、FTA 不締結による不利益回避、国内構造改革の起爆剤など5つをあげている（通商白書、2001）。両国間投資協定などの締結で関税、非関税障壁を撤廃して各国の先進技術、ノウハウを習得して国内経済を活性化させるだけでなく日本国内の公共部門に対する制度改革の促進、高齢化時代に備えるための方策の1つとしても近隣国家との FTA を考慮するようになったのである。

2. 日本の FTA 戦略

日本は通商と外交政策でも FTA を積極的に活用しようとする。日本外務省経済局は2002年10月「日本の FTA 戦略報告書」で FTA の政治外交的メリットを分析したが、FTA 締結相手国を主に国家利益次元で分析している。

地域システム構築による政治的、経済的安全性の確保という観点で東アジア国家を一番有力な交渉相手国でみなしているし、その中でも‘現実的可能性による基準’と‘政治外交的基準’を適用して韓国及びアセアンをまず交渉相手に指定している。そして FTA に対する戦略的優先順位は、第1に、経済的基準、地理的基準、政治外交的基準、現実的可能性による基準、時間的基準などを持っており、第2に、東アジア、北米、ヨーロッパの3地域を主要パートナーにする主な理由としてこの3地域が日本貿易の8割を占めているし、北米とヨーロッパに比べて東アジア国家との FTA が先に進めば一番大きい追加的利益をもたらすと思っているからである。そして関税率面でもアメリカが3.6%、EU が4.1%、中国が10%、マレーシアが14.5%、韓国は16.1%、フィリピンは25.6%、インドネシアは37.5%で、日本商品は貿易額が一番多い東アジア地域で一番高い関税を支払っている。したがって日本企業らが既存の欧米中心拠点を相当な部分を東アジアに移しているから日本が東アジア国々と FTA を締結するのが円滑な企業活動に利益になると判断している。

VI 要約及び結論

通貨危機以後、東アジア諸国は協力の必要性を痛感し、相手国間の関税非関税障壁の除去を主な目標にする FTA に韓日の両国も例外ではなかった。韓国としては、何より中国市場の急成長、対日貿易収支赤字の解消と日本マーケットシェ

ア増大、両国産業協力の強化、技術移転、そして海外市場の安定的維持と活路確保などが主な理由であった。一方、日本側としては貿易自由化による追加利益で国内農業構造の改革など円滑な企業活動を期待して FTA を推進した。しかし両国通産長官の間の合意以後、満 6 年間にわたった共同研究（8 回）、セミナー（3 回）、シンポジウム（2 回）、交渉（6 回）にもかかわらず、主要争点、特に農産品の譲歩水準、サービス、非関税障壁、技術移転などに対する立場の違いを縮めることができずに、追加的な交渉日程を決めることもできない状況である。

韓国としては、短期的には 30-60 億ドルの対日赤字幅の拡大、7-15 億ドルの対全世界貿易収支赤字、実質 GDP の減少（0.07%）、厚生水準の低下（0.2-0.5%）などの否定的効果が予想されるが、長期的には、資源の効率的配分による生産性が増加されて実質 GDP が 0.9-5.7% まで上昇することができると計算されている（KIEP, 2000）。

しかし、韓国側としても企業系列を含めた利益集団（特に農漁民団体）の説得や適切な損失補償対策もなしに交渉に臨むことは性急な判断であったと見える。日本側は、世界経済戦略の一環として、経済的、地理的、政治外交的、時間的、現実的可能性など 5 つの基準によって経済外交遂行上の戦略的柔軟性を持って交渉に臨んでいる。言い換えれば、国際社会に外交的影響力と自国利益の拡大という側面に優先順位を高く置く。世界における FTA の成功事例には次のような共通点がある。まず、何より国内競争の促進であり、第 2 に具体的で明確なフレームによって成り立つという点である。第 3 に FTA 以外にそのほかの協力関係が存在し、第 4 に相変らず牽引車になる先進国市場が参加するという点であり、最後に経済交流の実体がある FTA が政治的にも国益増進に役に立つという点であった。中国に比べて韓国は上の条件を比較的満たしているし、ASEAN+3 のフレーム中で地域協力を制度化しようとする。

日本は次のような点で韓国を架け橋として重視して来た。第1に、制度の共通化を通じて統合の可能性が高くて東アジアのモデルになるという点、第2に、FTAが日本国内で敏感な産業の構造調整や再編を促進して比較的効率化部分の生産性改善が期待されるという点、第3に、両国がまったく同じく政治課題として農業改革問題を抱えているから農業部門で協調が期待されるという点であった。韓日FTAが妥結されたと言ってもその後の国際経済環境はやがて中国の参加を要求するようになるだろう。韓日両国は国内改革とともに中国との交易が急増しているし、中国自身も多くの制度改革課題を抱えている状況で、韓中日3国FTAの青写真を思わざるを得ないだろう。両国政府間の実利分野や範囲は比較的明らかだが、両国間FTAの論議は先に進んでいない。両国は与えられた与件のみに寄り掛かるよりは、自らの事業としてのFTAを具体的、未来志向的に議論しなければならないのではないかと思う。両国はまず、自国内経済のダイナミズムを極大化させる方向にFTAを推進することでFTAの長所を享受することができるだろうと思う。

参考文献

- 1 カクジノ，“日本のFTA戦略：—東アジアの経済統合と地域主義を中心として—”，日本学報，Vol.63，2005. 5，pp.224-242
- 2 キムキホン，“内部協商の観点からみた日韓FTA議論分析”。韓日経商論集，Vol.32，2005. 10
- 3 キムジョンゴル，“わが国FTA政策の基本方向，—全体FTA構想の中で韓日FTA—”，日本学報，Vol.60，2004. 8，pp.525-546
- 4 アンチュンヨン，リチャンジェ，東北亜経済協力，博英社，2003
- 5 ユキュオル，“両面ゲームからみた韓日FTA研究”，貿易学会誌，Vol.29-3，韓国貿易学会，2004
- 6 リムホン，“韓中日FTAの進展とその推進方向に関する研究”，創業情報学会誌，Vol.8-1，2005. 3，pp.205-219
- 7 リホンベエ他，韓日FTA締結が国内部品産業に及ぼす影響と政策示唆，KIEP，2004

- 8 リムチェンソク, “韓中貿易と韓日 FTA 推進方向に関する研究”, 関税学会誌, Vol.6-2, pp.443-462
- 9 全経連, “韓日 FTA 産業別影響と対策”, 全経連, 2004. 12
- 10 ジェンソンチュン, “韓日 FTA の必要性と日本企業の認識調査—電気, 電子, 機械産業を中心に—”, 韓日経商論集 Vol.31, 2005. 5
- 11 鄭仁教他, 2003韓中日 FTA 共同研究総括報告書, KIEP, 2004
- 12 鄭仁教他, FTA 時代にどのように対処するのか, KIEP, FTA シリーズ01-01
- 13 鄭仁教他, 韓日 FTA の経済的効果と政策示唆点, KIEP, 政策研究01-04, 2001
- 14 ホンソンキュ, “日本の反競争的商慣行分析を通じた韓日 FTA アプローチ戦略”, 国際地域学会, 2005春季学術大会発表論文集, 2005. 5